

高等職業訓練促進給付金のご案内

◆「高等職業促進訓練給付金」とは・・・ひとり親家庭の親が就労に役立つ資格を取得するため養成機関で修業している場合に、修業期間中の生活費の負担を軽減するために支給するものです。

◆対象者 久留米市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の条件をすべて満たす方

- ① 20歳未満の児童を養育しているひとり親の方
- ② 児童扶養手当の支給を受けている又は、同等の所得水準にある方
※ 所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする
- ③ 6カ月以上のカリキュラムを修業し資格取得が見込まれる方
- ④ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ⑤ これまで高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことがない方



※求職者支援制度の職業訓練受講給付金や雇用保険法の訓練延長給付及び教育訓練支援給付金など、この給付金と趣旨を同じくする給付を受ける場合は、対象となりません。詳しくはお問い合わせください。

◆対象資格（原則、通学制ですが、働きながら資格取得を目指す場合は通信制も対象とします。）

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、自動車整備士、製菓衛生師、調理師、歯科衛生士 など

※ 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座であること

※ この他にも対象資格となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆支給対象期間

申請された月以降の修業期間の全期間（上限4年）

※ 高等職業訓練促進給付金の支給を受け准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師資格を取得するために養成機関で修業する場合は、通算で上限4年支給します。

◆支給金額

	訓練促進給付金（月額）	修了支援給付金
市・県民税 非課税世帯	100,000円	50,000円
市・県民税 課税世帯	70,500円	25,000円

※ 訓練促進給付金について、修業期間の最後の1年間は月額40,000円増額となります。

- ・訓練促進給付金は、申請月の分からの支給し、月払いで各修業月の翌月下旬の振込となります。
- ・修了支援給付金は、養成機関のカリキュラム修了後に支給します（修業開始時及び修了日においてひとり親家庭である方が対象です）。
- ・課税・非課税の区分は、本人及び同居親族の前年中の所得（1月～7月分は前々年中の所得）に基づいて判定します。

◆支給を希望される方は、申請の前に 事前相談が必要です。まずはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 久留米市役所 子ども未来部 家庭子ども相談課（16階）
高等職業訓練促進給付金担当 電話 0942-30-9063

◆必要な手続きについて

申請の前に

支給を希望される方は、**入学前に、窓口で事前相談をしてください。**

（対象資格の取得見込や生活状況をお聞かせいただき、支給の必要性について面談を行います。年度途中で申請される場合はこの限りではありませんので、別途ご説明いたします。）

申 請

事前相談を終え支給の必要性が認められた方は、**入学後すみやかに申請に必要な書類を提出してください。**（年度途中で申請される場合はこの限りではありませんので、別途ご説明いたします。）

＜申請に必要な書類（下記以外の書類が必要になる場合もあります）＞

1. 高等職業訓練促進給付金等支給申請書（窓口にあります）
2. 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
3. 世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄が記載されたもの）
4. 申請者及び同居親族（18歳以上）の所得証明書
5. 金融機関の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人がわかる箇所）
6. （児童扶養手当受給者の場合）児童扶養手当証書の写し
7. 養成機関の在籍証明書
8. 養成機関のパンフレット等（学校名、所在地、カリキュラム等がわかるもの）
9. 本人及び同居世帯全員のマイナンバーがわかるもの（申請書に記入するため）
10. （通信制の場合）勤務先の就労証明書

審査・支給決定

事前相談と申請書類に基づいて審査します。

支給決定後、支給決定通知書と請求書等の提出書類のご案内をお送りします。

修業期間中

- 修業期間中は「高等職業訓練促進給付金請求書」を毎月提出していただきます。
- 各修業月の給付金は、請求書を翌月初旬に提出していただき、下旬に指定口座に振り込みます。
- 3ヶ月毎に出席状況報告書（養成機関で証明されたもの）を提出していただきます。
- 8月分からの支給額は、7月に最新年度の課税状況の確認を行い決定します。
- 進級の際は、書類のご提出をお願いします。（必要書類については別途ご案内します）

＜注意＞

※養成機関に1日も出席しなかった月は給付金が支給されません。（夏季休暇等で出席する必要がなかった場合を除く）

※留年、休学の場合は支給停止となりますので、必ずご連絡ください。

※市外転出、退学、結婚等、支給要件に該当しなくなった場合は支給取消となりますので、必ずご連絡ください。

※その他申請時の内容に変更があった場合もご連絡ください。

修業期間終了後

養成機関のカリキュラム修了後、30日以内に「高等職業訓練修了支援給付金」の支給申請をしていただきます。（必要書類については別途ご案内します。）